

< 16-25 >
2016年10月

先生各位

診療報酬適用のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、平成28年9月30日付「保医発0930第5号」厚生労働省保険局医療課長通知にて、平成28年10月1日より下記検査項目の検体検査実施料が新規適用となりましたのでご案内申し上げます。

謹白

記

■ 新たに検査料算定が可能となった検査項目

検査項目名	実施料	実施料区分	判断料区分
抗MDA5抗体	270点	「D014-26」 抗デスマグレイン3抗体、 抗BP180-NC16a抗体	免疫学的検査
抗Mi-2抗体			
抗TIF1-γ抗体			

- ア 抗MDA5抗体、抗Mi-2抗体及び抗TIF1-γ抗体は、区分番号「D014」自己抗体検査の「26」抗デスマグレイン3抗体、抗BP180-NC16a抗体の所定点数に準じて算定する。
- イ 本検査は、厚生労働省難治性疾患克服研究事業自己免疫疾患に関する調査研究班による「皮膚筋炎診断基準」を満たす患者において、ELISA法により測定した場合に算定できる。
- ウ 本検査と区分番号「D014」自己抗体検査の「9」から「14」まで及び「17」に掲げる検査を、2項目又は3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ320点又は490点を算定する。

以上